

千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託
企画提案実施要領

1 趣旨

本業務は、千葉開府900年記念のレガシーとなるモニュメントのデザイン・設計・制作・設置工事を行うもの。

募集にあたっては、事業者が有するノウハウや経験を生かし、円滑に業務を遂行するため、プロポーザル(企画提案)方式により提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査のうえで、事業者の選定を行う。

2 委託業務の概要

(1) 件名

千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託

(2) 委託場所

千葉開府900年記念協議会(事務局:千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課内)

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託限度額

50,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 参加資格要件

本企画競争に参加を希望する者は、単独の法人又は共同企業体とし、次に掲げるすべての要件(以下「参加資格要件」という。)を満たしていなければならない。

なお、共同企業体にあつては、すべての構成員が参加資格要件を満たしていなければならない。

(1) 共通事項

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 本企画競争の参加申し込み前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、本企画競争参加申し込み期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っている者

ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

コ 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県民税を完納していない者

サ 千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者

シ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団

密接関係者である者

ス 千葉開府900年記念協議会会員である者

(2) 個別事項

ア 共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。

(ア) 共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

(イ) 構成員は前記(1)の条件を満たしていること。構成員間における協定書等において、事故が起きた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

イ 参加申込にあたっては1事業者1参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構築事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール

内容	日程
① 参加申込受付開始、質問受付開始	令和8年4月27日(月)
② 質問受付期限	令和8年5月1日(金) 午後3時(必着)
③ 質問への回答	令和8年5月8日(金)
④ 参加申込期限	令和8年5月13日(水) 午後5時(必着)
⑤ 参加資格審査結果通知	令和8年5月19日(火)
⑥ 提案書提出期限	令和8年6月11日(木) 午後5時(必着)
⑦ 審査 ※書面審査	令和8年6月12日(金)～18日(木)
⑧ 選考結果通知	令和8年6月19日(金)

(2) 仕様書等の配布

千葉開府900年記念公式ホームページに掲載する。

(3) 質問の受付

仕様書及び本実施要領の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ただし、企画提案に直接関係のないものについては、質問を受け付けない。

ア 受付期間

令和8年5月1日(金)午後3時まで

イ 提出方法

下記アドレス宛てに質問書を電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問は受け付けない。
件名は以下のとおり設定すること。

- ・提出先: kaifu900th@city.chiba.lg.jp
- ・件名: 千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託
- ・質問書(様式第6号)

ウ 質問に対する回答

令和8年5月8日(金)に千葉開府900年記念ホームページにて公開する。

なお、回答内容は本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(4) 参加申し込み

企画競争への参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出書類

次の(ア)から(オ)に掲げる書類のすべてを提出すること。

なお、申し込み時点において、千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、(カ)から(ク)の書類をあわせて提出すること。

(ア) 企画競争参加申込書(様式第1号)

- (イ) 事業者概要(様式第2号)
 - (ウ) 同種の業務実績(様式第3号)
 - (エ) 共同企業体一覧(様式第4号)※共同企業体の場合
 - (オ) 委任状(様式第5号)※共同企業体の場合
- <千葉県入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合>
- (カ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - (キ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)
 - (ク) 市税の「滞納無証明」(千葉県内に本店、支店又は営業所等を有する場合)
- ※(カ)から(ク)の書類の発行日は、参加申し込み日から3か月以内であること。

イ 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時必着 ※厳守

ウ 提出方法

直接持参又は郵送すること。(提出期限内必着)

持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は書留とすること。なお、事故等による未着について、発注者は責任を負わない。

エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階
千葉開府900年記念協議会事務局
(千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課内)

オ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和8年5月19日(火)に参加資格の有無について、電子メール及び書面により通知する。

(5) 企画提案書等の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記の書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月11日(木)午後5時必着 ※厳守

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書(任意書式)
- (イ) 見積書(様式第7号)
- (ウ) 見積内訳書(任意書式)

ウ 企画提案書の内容

以下(ア)～(カ)について仕様書の記載内容に沿った企画提案書を提出すること。

提案には本要領5-(2)-イに記載する選考基準における評価の着眼点に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

(ア) 業務の実施方針

特に重視する業務上の配慮事項、業務のコンセプト、その他の業務実施上の配慮事項等を記載すること。

(イ) デザイン提案

- ・ デザインコンセプト、デザイン意図をビジュアル(イラスト等)及び文章により記載すること
- ・ 構造及び材質を提案すること

(ウ) 施工計画・工程表

本委託業務を十分に遂行できることを示す工程表を記載すること。

(エ) 実施体制

仕様書6項「業務実施体制」の内容を満たす、本委託業務を遂行する上で必要な実施体制、責

任者・担当者を提案書に記載すること。また、責任者・担当者の業務実績も記載すること。

(オ) 業務実績

本委託業務を十分に遂行できることを示す、受託事業者の業務実績を記載すること。

(カ) その他自由提案

本業務を効果的に遂行する提案があれば記載すること

エ 企画提案書提出にあたっての留意事項

(ア) 提出は紙提案書10部(正本1部、副本9部)とする。

(イ) 構成は、表紙、目次、提案内容(本文)、裏表紙とする。

正本のみ、商号又は名称及び代表者名を記載して押印すること。

副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(ウ) 表紙には下記の項目を掲載すること。

① 宛名:千葉開府900年記念協議会

② タイトル:千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託

③ 提出年月日

(エ) 提案内容(本文)は、A4版(横書き)とする。図案はA3横でも可とする。その場合はA4サイズに折り込むこと。

(オ) 紙提案書は1部ごとにクリップ止め又はクリアファイルに入れて提出すること。(製本不要)

(カ) 本企画提案はあくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

オ 見積書等提出にあたっての留意事項

(ア) 提出部数は、見積書(様式第7号)、内訳書を併せて1部とすること。

(イ) 内訳書はできるだけ詳細に分類して記載すること。

(ウ) 仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。

(エ) 企画提案書等提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

カ 提出方法

直接持参又は郵送すること。(提出期限内必着)

(持参での提出は、土、日及び祝日を除く9時から17時まで)

※郵送の場合は書留とすること。なお、事故等による未着について、発注者は責任を負わない。

キ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階

千葉開府900年記念協議会事務局

(千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課内)

メールアドレス kaifu900th@city.chiba.lg.jp

5 委託事業者の選考

(1) 書面審査

提出された企画提案書に基づき、別途要綱に基づき設置する千葉開府900年記念モニュメント制作業務委託事業者選定専門部会(以下、「専門部会」という。)の委員が書面にて審査し、選考を行う。

(2) 選考方法及び選考基準

ア 選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、委員の採点により最高合計点数を獲得した提案者を優先交渉権者として選定する。最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

ただし、委員全員の合計点が全体(出席委員全員が満点)の6割に満たない場合は、優先交渉権者を選定しない(提案者が1者の場合を含む)。

イ 選考基準

選考にかかる評価項目は以下のとおりとする。

選考基準		配点
1	趣旨理解	15
(1)	委託業務の目的、趣旨について良く理解し、企画提案内容に反映しているか。	15
2	実施体制・スケジュール	10
(1)	業務の設計と実施体制は具体的に示されており、本業務を確実に遂行できると認められるか。	5
(2)	本業務を確実に遂行できるスケジュールが確保されているか。	5
3	企画提案	65
(1)	提出された「コンセプトデザイン」と「コンセプトデザインの意図」は、本仕様書に記載の要件を十分に満たすものか。	30
(2)	デザイナーの社会的認知度及び実績は十分か。	20
(3)	モニュメント設置場所の特性や景観との調和を十分に考慮したものか。	10
(4)	モニュメント設置後の耐久性や維持管理を十分に考慮したものか。	5
4	業務実績	10
(1)	提案事業者、及び、本業務を担う責任者・担当者には、本業務と同種・類似の実績があり、且つ、本業務の目的を確実に満たすと期待できる実績が十分にあるか。	10
合計		100

(3) 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要領2-(5)に記載する委託限度額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ク 提案内容が著しく公序良俗に反するものや差別的・暴力的・特定の宗教・団体を表現するものにあたりと事務局が判断した場合

(4) 選考結果の通知

- ア 公表日
令和8年6月19日(金)
- イ 通知方法
提案者全員へ審査結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページにて公表する。

6 契約方法

- (1) 優先交渉権者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、優先交渉権者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

- (2)なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (3)契約相手方は、この契約と同時に契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉県契約規則(昭和40年千葉県規則第3号)第29条に該当する場合は、免除とする。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用及び交通費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 提出書類や選考結果(不採用となった事業者の名称、審査結果を含む)は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉県情報公開条例(平成12年4月3日条例第52号)の規定に基づき、公にすることにより、当該事業者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
- (4) ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 参加申込み後に参加を辞退する場合は、別紙「企画提案辞退届」を提出すること。

8 委託料の支払

完了払いとし、発注者は請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。

9 問合せ先

千葉開府900年記念協議会事務局

(千葉県総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課内)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階

電話 043(245)5660 Eメール kaifu900th@city.chiba.lg.jp